

## 第2章 中央・地方行政改革（1998年以降）

### 第1節 中央政府の改革

#### 1 行政改革に係る未解決の課題

これまで見てきたとおり、中国においても改革開放以来、たびたびの行政改革が実施されてきた。これら一連の改革は、一定の効果があったものの以下のようにいくつかの問題点は未解決のまま残されることとなった。

##### （1）政府及び企業機能の未分離

政府と企業の機能が分かれておらず、政府が企業の生産経営活動に直接関与し、科学的政策決定による投資体制を確立することができない。このことにより、責任の所在が曖昧になり、また、政策決定のミスが頻発することから、資源配分における市場の基礎的な役割を發揮させることが困難である。

##### （2）政府への取扱事務の過度な集中

主として行政手段により経済・社会事務を管理しており、本来は法律的手段を用いるべき問題、あるいは社会仲介組織により解決すべき問題も、政府機関の設立により管理し、過剰な社会的責任と事務手続面の錯綜が政府に集中している。

##### （3）政府機構の肥大化と深刻な過剰人員

既存の政府機構が重複肥大化し、人員が過剰という現象が深刻である。これは、文書主義と官僚主義を助長するばかりではなく、汚職や不正の気風を助長し、国家財政に大きな負担をかけている。

これらの問題は、行政改革の当初から問題点として認識されていた根本的な問題であり、市場主義社会経済の推進と共に政府と企業の分離は、どうしても実施しなければならない政策課題として、強く認識されるに至った。また、過剰人員の状態についても改革開放政策が始まった1978年の中央政府は、「10頭の羊に9人の羊飼い（＝通常一人でする仕事を数人でやる）」という有名な格言が表すような、過度な人員余剰の状態となっていた。その後の数回の行政改革により一時的に職員数は減少するものの数年後には再び元の水準を凌駕してしまうという悪循環を繰り返していた。政府部門が給料を支払う職員（政府内に勤務する事務系職員だけでなく、現業職や学校病院勤務者等を含む。）は、1978年には2,015万人であったのが、1996年には3,673万人に増加している。これらの職員に支払われる人件費の総額は3,600億元にも達し、これは、国の財政の過半を占める状況となっている。

1998年に登場した朱鎔基総理は、もはや抜き差しならなくなった行政機関の実態を踏まえ、国有企業、金融機関と並び行政機関の改革を最重要課題の一つに掲げ、大胆な改革に乗り出すこととなった。

#### 2 1998年の中央政府改革

1998年に着手された中央行政改革は、次の原則に従って実行された。目標は、

市場経済に適応した行政管理体制の整備である。具体的には、以下の4点に整理されるとおり、政府内における企業の直接管理部門を廃止し、経済のマクロコントロールに適した組織体制の構築及び人員配置を行うことである。

(1) 政府と企業の分離（政企分離）

社会主義市場経済の発展という要求に従い、政府機能を転換し、政府と企業の分離を実現する。政府の機能を客観的なコントロール、社会管理、公共サービスの面に確実に転換し、生産経営の権限を企業に譲る。

(2) 行政機能の簡素化、間接統制、監視部門の強化

簡素化、統一、効率・効果の原則に従い、政府組織の構造を調整し、人員の精鋭化と、行政の簡素化を実施する。マクロ経済部門の強化、專業経済部門の調整と減少、社会サービス部門の適度な調整、法執行監督管理部門の強化を行い、法律事務所や会計事務所等、社会仲介組織を発展させる。

(3) 権限、責任の明確化

権限と責任の一致の原則に従い、政府部門の職責権限を調整し、部門間の機能分担を明確に行い、同じ又は類似の機能を一つの部門に担当させ、管理部門が多く、重複した政策立案部門が併存するという弊害を取り除く。

(4) 法制度の整備

法による治国、法による行政という要求に従い、行政体系の法制確立を強化する。

これらの基本原則の下に、政府機能を以下の4部門に分け、機構改革が実施された。

① マクロコントロール部門

マクロコントロール部門の職責は、経済の総量バランスの維持、インフレーションの抑制、経済構造の改善、経済の持続的・急速・健全な発展の実現、マクロコントロール体系の健全化、経済的・法律的手段の整備、マクロコントロールメカニズムの改善である。このため、国家経済体制改革委員会は国务院の高レベルの議事機構に改められ、国家計画委員会を国家発展計画委員会とし、それぞれの権限を強めマクロコントロールを集中的かつ強力に推進することとした。

② 專業经济管理部門

專業经济管理部門の職責は、行政計画と行政政策の策定、行政管理の実施、業界の製品構造調整の指導、業界の平等な競争秩序の維持である。

政府と国有企業との関係について、政府は、企業に投入した資本に応じて所有者としての権益を有し、企業の資産運営と損益の状況を監督する。また、企業の主要な指導幹部の考査、任免を行う。企業は、法に基づき自主経営を行い、損益を自己負担し、規定に従い納税を行う。また、国有資本に対して価値の維持と増加の責任を負い、所有者の権益を侵さない（例えば、企業が管理している国有財産を安易に処分しない、資本減耗に対する減価償却を行う、等、国有財産管理を適正に行うこと。）ものと整理され

た。

これにより、直接経済を管理していた多くの国家機構が統廃合されることとなった。具体的には、郵電部と電子工業部が情報産業部に、石炭工業部、機械工業部、冶金工業部、国内貿易部、軽工業総会、紡績総会が国家経済貿易委員会所管の国家局となった。また、化学工業部、石油天然ガス総公司、石油化学総公司の政府機能を統合し国家局とし、同じく国家経済貿易委員会所管下に置いた。

③ 教育・科学技術・文化・社会保障・資源管理部門

所管の各部局が有していた政府機能のみを残し、直接管理機能は関連団体、外郭団体等に移管された。また社会保障の機能を強化するため、労働・社会保障部が設置された。地質鉱産部、国家土地管理局、国家海洋局、国家測量局を統合し、国土資源部が置かれた。

④ 国家政務部門

構成部門の改組に伴い、国务院直属機構についても整理統合が行われた。この結果、直属機構は、国家税務総局、国家体育総局等 15 に、法制弁公室、外事弁公室等の事務機構は 6 になった。

この結果、図表—1 のとおり、多くの経済管理省庁が統廃合されることとなり、結果的に機構数は改革前の 40 から 29 に減少した。併せて、行政の徹底した効率化が進められ、33,000 人の中央政府に勤務する職員数を、組織改編後 3 年以内に半数にすることになった。さらに、国家公務員法を厳格に運用し、定数管理を実施し、新規採用も完全に採用試験合格者に限ることとなった。

図表—1 行政改革前後の中央政府機構と対応する標準的な地方政府機構

中央政府（改革前）	中央政府（改革後）	地方政府（標準的な組織）
外交部	外交部	（該当機関なし※1）
国防部	国防部	（該当機関なし）
国家計画委員会	国家発展計画委員会	発展計画委員会
国家経済貿易委員会	国家経済貿易委員会	経済貿易委員会
国内貿易部	（国家経済貿易委員会に統合）	
電力工業部	（同上）	
石炭工業部	（同上）	
機械工業部	（同上）	
冶金工業部	（同上）	
化学工業部	（同上）	
電子工業部	（同上及び情報産業部に統合）	
国家教育委員会	教育部	教育庁
科学技術委員会	科学技術部	科学技術庁
国防科学技術工業委員会	国防科学技術工業委員会	（該当機関なし※2）

国家民族事務委員会	国家民族事務委員会	民族事務委員会
公安部	公安部	公安庁
国家安全部	国家安全部	国家安全庁
監察部	監察部	監察庁
民政部	民政部	民政庁
司法部	司法部	司法庁
財政部	財政部	財政庁
人事部	人事部	人事庁
労働部	労働社会保障部	労働社会保障庁
地質鉱産部	国土資源部	国土資源庁
建設部	建設部	建設庁
鉄道部	鉄道部	(該当機関なし※3)
交通部	交通部	交通庁
郵電部	情報産業部	情報産業庁
水利部	水利部	水利庁
農業部	農業部	農業庁
林業部 (※4)		
対外経済貿易合作部	対外貿易経済協力部	対外貿易経済協力庁
文化部	文化部	文化庁
ラジオ・映画・テレビ部 (※5)		
衛生部	衛生部	衛生庁
国家体育委員会 (※6)		
国家計画生育委員会	国家計画生育委員会	計画生育委員会
人民銀行	人民銀行	(該当機関なし※7)
会計検査院	会計検査院	会計検査庁

(注) ※1 外交は、基本的に中央政府の所管事項であるが、地方政府も中央政府と同じく国家権力の執行機関と位置づけられている中国では、各地方外事弁公室を外交部の地方機関と捉えることも可能である。

※2 国防科学技術工業委員会の地方機関は、一般的には該当機関が存しないが、立地的特性(省内に軍需関連工場が多い)等から、省直属機関として国防科学技術工業局を有する地方政府もある。

※3 鉄道部は、地方政府に属さない直轄の地方機関である各地方鉄路局を有する。

※4, 5, 6 林業部、ラジオ・映画・テレビ局、国家体育委員会については、国務院の組織機構から直属機関へと実質格下げになっている。国務院直属機関には、他に国家税務総局、中国民用航空総局等がある。なお、各地方政府の外事弁公室も当該各地方政府直属機関とされている場合が多い。

※7 中国人民銀行は、中国の中央銀行であり、中国では、中央政府機関として位置づけられている。人民銀行は、地方政府に属さない直轄の地方機関である人民銀行各地方支店を有する。

## 第2節 地方行政改革の進展

### 1 概況

#### (1) 組織

中央政府の改革を受け、2000年に省レベル、2001年には省政府所在地などの省轄市レベルの行政改革が終了した。中国においては、地方政府も国家権力の執行機関と位置づけられていることから、別表のとおり、組織機構は中央政府のそれとほぼ連動したものになっている。職員数は機構改革後3年以内に、省レベルでは国務院と同様、約半数に、省轄市レベルでは2/3程度までの減員が求められている。機構改革案は、地方議会に当たる人民代表大会の承認を得た後、一級上位の政府機関（省政府なら国務院、省轄市なら省政府）の批准により効力を発する（省政府所在市等、重要な省轄市の場合、国務院の批准が必要とされているようである）。また、省轄市レベル未満の地区レベル、県レベル政府の改革は2002年度に実施されることとされており、職員数は、現行の7～8割程度となる模様である。

#### (2) 削減された人員の再雇用策

これらの改革により生じる余剰職員の処遇については、現在、大きく分けて3つの方策が採られている。一つは早期退職である。これは、勤続30年を超える職員（例えば、中卒後に軍隊勤務した場合等は、当該期間から勤続通算される。）を対象に行われているもので、特徴的なのは、早期退職後も、定年退職年齢までは基本給が支給され、各種社会保障等の適用もある点である。二つ目は、青年層を対象とするもので、政府は退職を希望する職員に対し、海外研修や上位の学位取得等に要する期間、その身分と給与を保証し、当該職員がキャリアアップのための研修等を終了した後、退職させるというものである。この場合は、退職後の身分保証や社会保障等は完全になくなる。三つ目は、職員に再就職に必要な職業訓練を受けさせ、再雇用先を確保した上で退職させるというものである。これは、一般の失業対策事業と連動しており、対象職員は、2年間、その身分と一定割合の給与並びに社会保障を受けながら、無料で職業訓練を受けることができる。

#### (3) 組織の効率化と事務量の削減

また、組織の効率化を図るため、組織への競争原理の導入も積極的に行われている。当事務所が取材等で確認したところでは、北京市では副司長（我が国政令市における部次長に相当）の採用に当たり、人材を一般公募し、選考試験合格者を採用している。また、江蘇省では、処長（我が国道府県における課長に相当）任用に当たり、部内公募を行い、昇格希望者による選考試験を実施している。

さらに、徹底した事務事業の合理化も進行中である。先に述べたとおり、行政改革の眼目は、党、政府、企業の分離である。これを実行するため、各政府は、自ら合理化・廃止した許認可等の事務を公表している。江蘇省の場合、図

表—2に示すとおり、454項目に上っていた審査・許認可業務のうち、41.6%に相当する189項目の削減（見直し）を行った。このうち、許認可・認定業務は119項目が削減（見直し）されている。

次項以降、地方政府のレベル毎にその状況を詳述する。省級政府については、沿海部に位置し、いち早く改革開放政策を取り入れ、諸改革についても比較的そのスピードが速いと思われる江蘇省を、直轄市については、4直轄市のうち最も特殊要因（北京：首都、重慶：西部大開発、等）が影響しないと思われる天津市を、また、省級以下では、計画経済下での典型的な工業都市で、最も改革が必要とされている地級市である遼寧省瀋陽市を選定し、関係機関への取材調査を行った。

## 2 省政府（江蘇省：2001年9月取材）

### （1）基本方針

江蘇省は行政改革を実施するに当たって、その目的と5つの基本原則を定めている。すなわち、社会主義市場経済に適合した企業生産経営の決定権を放棄すると同時に、行政が所管する社会経済部門の組織・構成を明確にして、行政と非行政との連携が円滑になるよう調整することにより能率と安定を向上させることを目的とする。

また、その実施に当たっては、①各部門の業務を明確にする。また、類似の部門の業務を統合する。②権利及び責任を明確にし、また、各旧政府の権限・責任も明確にする。③主たる組織1つを決める。（以前は、2つの部門があれば、それぞれの部門における権利と責任の一致を強調していた。）④事実に着目する。（異なるレベルや状況下においてはそれぞれ異なる政策が執られて当然である。）⑤行政の規範化を進めた後、それに沿った厳格な予算措置を行う。

### （2）機構編制

以上のような目的と5つの基本原則に基づき、江蘇省では67の部局を41に編制した。内訳は、省政府機関（庁：中央政府の部に相当）24、直属の局・弁公室16、省政府弁公庁1である。庁の指導者は中国における議会である人民代表大会（以下「人大」という。）が任命し、その他の機関の長は省政府が任命することになる。

また、江蘇省内の下級政府については、13の省轄市においては40部局に、そのほかの中都市では30部局、小都市では22部局とした。

江蘇省の組織改革からも中央政府と同じく、2つの特徴が見いだせる。すなわち、①企業管理セクションを廃止し、経済貿易員会に統合した、②法整備を強化するため、法律管理部門を増設した、ことである。

削減される人員は、中央の指示により省レベル政府では原則として50%とされていることから、江蘇省では、6,000人を3,000人に削減した。省内の市県レベルでは20%削減を目指しており、標準的な市の場合2000人規模の職員数を目指している。

### (3) 削減された人員の再雇用策

削減した人員に対しては、45歳以下の場合、該当者が既に幹部であれば、大学院への進学、国営企業への転職を進めている。管理職経験者の場合、下級政府、企業、社会管理部門への出向を促す。

これらの人員削減策は2、3年かけて実施されることになる。

出向先が見つからないなど、実質的な失業が見込まれる場合、労働社会保障部門と連携し、生活する上での基本的な費用を保障した上で、3～5年で新たな職を探してもらうことになる。

再雇用策を主導する社会保障部門は労働社会保障庁と呼ばれるが、同庁では主に国有企業をレイオフされた者（「下崗車」という。）を対象に各種の再雇用策を実施している。各企業は労働社会保障庁と連携しながら、再就職サービスセンターを作り、基本生活費及び社会保障（老齢、医療、失業保険）を保証した上で、非国有企業への再就職を支援している。基本生活費は、政府、企業、社会（基金等）が共同で応分を負担している。ただ、この現行方式を継続するには限界があることから、失業保険について、今後強力に体制強化を図っていく。

下崗者に対する待遇は、これまでの就労に対する感謝の意味もあり、とりあえず現在所属している国有企業職員として待遇していく。

年齢毎の基本的な処遇は、①50歳以上の退職者については法定退職年齢まで基本生活費を保障する、②40～50歳の場合、公共事業に従事させる等して再就職を進める、③40未満の場合は、全面的に一般労働市場での解決を目指す、である。

下崗者の再就職に対しては、最大限の優遇政策をとっている。下崗者は、それぞれの企業が設置している再就職サービスセンターへの登録が義務付けられている。登録者には、再就職に向けてのアドバイスや必要な指導などを無料で行っている。また、登録者には優遇カードが配布され、このカード所有者には、例えば事業を興す場合、営業許可証の優先的交付、立ち上げ期の企業所得税の減免措置がある。さらに、再就職に必要な技術を身につけるための職業訓練についても、専門の職業訓練組織を介し、下崗者には無料で実施している。住居、医療保険、老齢保険が継続されることは言うまでもない。

下崗者が2～3年の再就職活動の末、適当な職業に就くことができない場合、失業者として扱われることとなる。この場合、さらに2年間失業保険が支払われることとなる。それでもなお職に就くことができない場合は、所管が民政部に移り、生活保護（最低生活保証金）対象となる。

下崗者への基本生活費は、平均年収の40%である。

### (4) その他（組織活性化策と事務事業の見直し）

#### ア 組織活性化策

江蘇省の特色としては条例に基づく競争奨励制度があげられる。

具体的には、①採用は必ず選考試験によるものとする、②業務実績を給与に反映する、③職階の年功序列を崩し昇任を競争により行う、④早期退職を奨励する、⑤資質の高い専門職公務員を育成する、⑥短大以上の学歴者を採用する、⑦英語、コンピュータに関する知識・実務能力を高める、⑧年齢バランスを30歳以下を多く55歳以上を少なくなるよう配慮する、などである。

省級機関の処長（日本の道府県でいう課長に相当）ポストは庁内での公開選抜で選んでいる。たとえば人事庁の処長ポストの場合、公開選抜に必要な条例整備をした上で、公募ポストを公布、庁内に公開募集し、書類審査、筆記試験を行い、部外者を含めた識者による面接試験に合格した職員に対し、人事部内の最終調整を行い当該処長を決定している。

#### イ 事務事業の見直し

江蘇省では、機構・編制の改革と並行し、省クラス政府機構改革における行政審査・許認可制度の大幅な見直しも行っている。2001年1月6日付け江蘇省人民政府弁公庁の通達により、省計画委員会など十二の部局がそれぞれ行政審査・許認可制度の見直しを行った。その結果、図表—2に示すとおりこれまで計454項目に上っていた審査・許認可事項（許認可、審査、認定、一般行政手続き）は、全体の41.6%に相当する189項目が削減または降格（審査決裁権限を下部機関に委譲する）となった。そのうち許認可・認定事項は全体の41.5%に相当する119項目減で287項目に削減または降格されている。

### 3 直轄市（天津市：2001年7月取材）

#### （1）基本方針

機構改革の目標は、機能的で効率性の高い行政組織の構築、幹部公務員を育成し現代の行政に合致した体制にするということである。

このため、社会主義市場経済に対応する「政企分離」を進める。改革の理念を6字で表すと、「簡精、統一、効能」ということになる。すなわち、機能を高め機構を減らす、責任と権限を一致させる、所属間の関係を整えるということである。

実施に当たっての基本原則は2つであり、1つは法律によって改革を進める、すなわち行政組織の法規化を進めるということである。2つ目はあくまで天津市の実状に合わせて実施するということである。

今回の改革を一言でいうと、官の直接管理からマクロ管理へということであり、经济管理部門の廃止や局の下の企業管理会社の廃止といった改革を通じて、政府による直接企業管理を改め、国有財産管理と企業経営管理を明確に分離し、政府と国有企業の間を明確に断ち切る。この方策として、企業の株式化、グループ化（規模の拡大）を図り、企業に経営体力をつけることが重要である。このためには、銀行による支援、税制緩和、グループ化がポイントとなる。

#### （2）機構編制

以前の体制は、厳しく複雑に企業を管理しており、細かいところには強いが



マクロは弱いという欠点があった。市場経済化に対応するためにもこの欠点を克服する必要があり、市政府を経済のマクロ管理部門と位置づけ、これまで企業の直接管理に従事してきた政府内の多くの機構・会社を廃止し、併せて人員削減を行った。

この結果、天津市の組織数（人民政府内に設置される組織数）は 2001 年、82 から 45 になった。職員数は、2001 年から 2003 年までの 3 年間に 6,000 人を 3,000 人に削減する計画である。

2002 年以内に区、県の行政改革を行うが、区における組織数は 35 に整理し、区、県における目標削減人員は 20% である。

### （3）削減された人員の再雇用策

削減された人員の再雇用対策等としては、大きく分けて早期退職制度、技術修得者の企業への斡旋、学歴を取得させ教員及び企業へ斡旋という 3 つがある。早期退職の場合、定年退職年齢まで、賞与等の手当を除き、給与、医療保険、福利厚生制度等全てが保証される。定年退職年齢以降は定年退職者と同じである。

1998 年 5 月オープンした再就職センターにおいて、行政機関のみならず国有企業等からの失業者、下崗者、分流者全ての再就職について必要なサービスを行っている。

失業者は、雇用者との労使関係が消滅している者を、下崗者は、現在職はないが、元の雇用者との労使関係が継続している者をさす。分流者は、雇用者の本業以外の職へ配属となった者で、雇用者との労使関係は継続している。分流者は、サービス業等に従事する者が多いが、本人が業務内容に不本意なことが多く、就職先を探すケースが多い。

これら再就職が必要な天津市の人口は、2001 年 5 月末現在で、失業者 1 万人、下崗者 8.5 万人、分流者 29.6 万人である。

多くの要再就職者が発生した原因は、長期にわたる就業機会の不足、長期にわたる計画経済の実行によるものと理解している。具体的には、1 人の仕事量を 3 人で分ける、3 人の人件費を 5 人で分けるといったことが横行し、また、計画経済により、同一の製品が大量に生産されていた時代から、市場経済原理により効率化が求められた結果、余剰人員が企業からはじき出されたことによる。その結果、多くの労働者が、不本意な仕事に配転され、またリストラされることになった。

これら要再就職者に対する施策において最も重要なことは、現地の実状を踏まえた上で社会保障制度及び労働市場を構築することにある。

再就職センターは 3 つの役割を有している。

まず社会保障であるが、下崗職工再就業保証基金から 3 年間に限り生活保障を行う。月 435.5 元/人で、失業保険金より相当程度高額である。

このため、16.8 億円の基金を市政府 8.6 億元、失業保険（日本と同様の制度；企業 1/100、労働者 1/100 を拠出）基金 4.5 億円（不足分は政府負担）、企業 3.7

億円（不足分は政府負担）をそれぞれ拠出して創設した。その他、再就職職業訓練及び就職斡旋を行っている。職業訓練、就職斡旋については無料である。

3年以内に再就職できない者は、その後2年間失業保険を受ける。月302元／人である。

それでも就職できない場合は、民政局の所管となり、我が国で言う生活保護の対象となる。生活保護費に当たる最低生活保証金の額は世帯によって異なる。

その他、再就職支援策として、再就職後6月間の種々の援助、高齢者対策用の特定財源、就職を斡旋した一般市民に対する表彰制度などがある。

#### （4）その他（関係機関の改革及びその影響）

##### ア 事業単位の改革

天津市には約7,000の事業単位（病院、学校、公営交通機関など行政機関ではあるが収益事業を行っている単位、図書館、美術館なども含まれる。）があり、これらの事業単位が行っている事業の社会化（費用を行政が負担するのではなく、利用者等から応分のコスト、使用料等を徴収すること）を進めることとしている。

事業単位である学校を例にとると、教師の給料は市政府が払うが、その他の運営費については、各学校が独自で調達しなければならない。

##### イ 社会の安定を重視

天津市の制度は、期間や保証の面で、改革を実施する際に社会的な安定を最重視したプログラムとなっている。行政改革、国有企業改革とも最大の眼目は効率化であるが、一方で社会の安定も重要であり、天津市では、各方面へ十分な配慮を行っている。したがって、天津市における特徴の一つは、リストラされた人への手厚い生活の保障であるといえる。

金銭的な保証内容を見ても、他の一般的な地方政府の再就職対策の場合、2年間の猶予期間（生活保証金を受給しながら無料の職業訓練を受け、再就職先を探すことができる期間）内に再就職できなければ、所管が民生部に移る（我が国でいう生活保護の対象となる）地方が多いのに対し、天津市では、さらに3年間、相当の生活保証金を得ながら再就職先を探すことができるシステムとなっている。

#### 4 地級市（遼寧省瀋陽市：2001年6月取材）

##### （1）基本方針

瀋陽市は、第1次5カ年計画の実施都市であり、長く計画経済における優等生として市政運営を行ってきた。その結果、改革開放以来の政策転換にうまく対応できず、行政組織についても社会主義市場経済に適合した組織への移行が遅れることとなった。問題点としては、機構数が多い、業務が細分化され過ぎている、人員が多い、職員の業務遂行能力が低い、行政として管理すべき分野と管理すべきでない分野の区分けが明確でない、政治と経済の両分野が混在している、市場経済への対応が困難、等の多くの点が指摘されている。

国家レベルでの行政改革に係る統一の法律はなく、以上の点を踏まえ、瀋陽市としては、瀋陽市政を次のような業務に変更しなければならないと認識している。

①政府管理部門の守備範囲を明確にし、指導に止め干渉しない。行政は、法令に基づく執行・監督・監視の強化、平等な競争体制の育成、科学技術・文化の振興等に従事する。②行政は市民が実行不可能な部分を受け持ち、民間ができることは民間にやらせる（政企分離）。具体的には、5つの工業管理部門を廃止し、政府による企業管理をやめ、従属関係を改め、企業を独立させる。企業の財産所有権を明確にし株式化する。国有企業にも代表者制を導入し、経営の状態を把握する。

③病院、学校等、事業単位についても自己管理を促す。④臨時的な業務増等の際に設置する補助部門をやめて民間委託する。⑤上下横の関係を定め、市、区、県各レベルでの責任と権限を明確にする。

## （2）機構編制

従来の瀋陽市 65 部局（行政本来の業務推進に当たる部局：50、部門管理や法制等の特殊分野の業務を所管する部局：8、民間企業管理や対外貿易に関する業務を所管する部局：7）を 40 に減らす。

人員削減は省レベルで 40%、市レベルで 30%の人員削減となることから、市政府の現員約 4,800 人（公安・教育職、区政府等下級の政府機関の職員は含まれない。）を 3,600 人に減らす。今後実施する、区、県レベルでの改革に置いても 20~30%の削減を予定している。これら一連の人員削減は、改革後 3 年以内に完了しなければならない。

改革後の部門は業務を細分化せず、多くの職能を 1 つの部門に持たせる。同時に監視監督業務を強化し、経済監視部門を廃止する。

これら改革後にも従前の行政サービス水準を維持するために、今後①許認可等による旧来の行政手法を極力廃止する一方で、県、区等、各行政レベルが有していた権限を市政府に一本化する。②ルール無視や非効率といった市場経済にとって無効なやり方を改める。③市民ニーズに応じられる行政レベルにする。④権限を手放す。残す場合、手続きの省略化・簡素化を図り処理時間を短縮する。⑤市民への公開、市民による監視を実施する。⑥公共事業の民営化を推進する。⑦管理部門の簡素化を図る。⑧一般市民向けサービスは早くて便利をモットーに基本的に居民委員会に委ねる。⑨パソコンの集中的な導入を推進する。⑩公共サービスも極力民営化する。⑪利用料等必要な料金を徴収する。⑫図書館、博物館等も民営化する。等の施策について取り組んでいくこととなる。

なお、これらの計画は、規定に基づき一級上位の政府（瀋陽市の場合、遼寧省）への報告の義務があり、省は計画が適正であると認めるとき、これを批准しなければならない。（瀋陽市の場合、省都でありかつ置かれている状況が特殊（旧来の重工業集積地）であることから、中央へも報告がなされている。）

### (3) 削減された人員の再雇用策

リストラされた人員に対しては、短期間に独立できるような技能の習得のために必要な訓練を施す。失業者には2年間は所得保障を行う（失業者救済金）。その間再就職に向けた訓練を実施する。再就職支援のために、瀋陽市は2千萬元の予算を各学校に補助しリストラ者の修学に充てている。

2年間で再就職が無理なら、最低生活保証金（195元/月）を支払うこととなる。

登録済みの失業者は6万3千人（失業率2.3%）である。未登録の失業者すなわち下崗者数は50万人に上る。下崗者にも再就職職業訓練及び職業斡旋を行う。

下崗者に対する再就職の際の優遇措置としては、小売業（商工部門）や飲食業（衛生部門）を行う場合は、所管官庁への登記料を無料とする。工場を開設する場合、企業所得税を3年間免税、その後2年間で半減とする。

リストラ後再就職した場合、社会保障制度等の通算制度はない。老齢年金は、リストラ前の企業が面倒をみることになる。

### (4) その他（瀋陽市の特徴）

瀋陽市は、新中国成立後一貫して、中国の工業生産を牽引してきた古い工業都市であることから、改革開放により多くの国有企業の経営が行き詰まっている中国で、行政改革、国有企業改革、金融改革という中国政府が掲げる3大改革に取り組まなければならない典型的な都市であるといえる。しかしながら、企業不振を背景に市の財政収入も頭打ちであり、多くの失業者、下崗者に手厚い再就職支援策を実施するに至っていない。まさに瀋陽市を含む中国東北地区各都市の改革の進捗が、中国全体を占う上での一つのバロメーターになりうるものと思われる。

図表—2 江蘇省（省クラス政府機関）における事務事業見直しの状況

機 関	見直された事務		留保された事務
	廃止された事務	降格された事務	
計 画 委 員 会	<p>一、削減（降格）される事項</p> <p>(一) 取り消される許認可事項</p> <p>1、南北合作産業転移モデルプロジェクト借款手形割引</p> <p>2、江蘇省三峡ダム水没地農村移民安置専用資金の使用</p> <p>3、省クラスの農業重点開発建設プロジェクト</p> <p>4、「農転非（戸籍を農村から都市に入れ替える）」計画と特殊業界の「農転非」事務</p> <p>5、小都市の「農転非」計画</p> <p>(二) 取り消した審査事項</p> <p>1、江蘇省が受け持つ三峡ダム水没地の移民支援事業専用資金</p> <p>2、綿花の買い上げ、加工、経営の資格</p> <p>3、ハイテク企業及び製品の認定</p> <p>4、国務院に申告する農業基地プロジェクト</p> <p>5、国務院に申告する灌漑区関連プロジェクト</p> <p>6、国務院に申告する節水増効プロジェクト</p>	<p>(三) 下級機関に権限を与える許認可事項</p> <p>1、卒業生の出省、入省及び配属先指定で入学した学生の就職先の変更</p> <p>2、国の産業政策に符合し、財政資金（予算内資金、各種専項資金、手形割引）、設備の導入及び証券、債権と関係なく、土地に絡む問題もない、地方が独自で調整して外部建設条件を整えられる、小型インフラ関連プロジェクト</p> <p>3、市、県立中等専門学校（職業中等学校）の新規設置調整（省に報告して行政登録する）</p> <p>(四) 一般行政手続</p> <p>1、年度における大学・中等専門学校卒業生の就業計画</p>	<p>二、留保された事項</p> <p>(一) 留保された許認可事項</p> <p>1、省政府権限内のインフラ・プロジェクトの企画書、実行可能性分析報告書、初歩的設計及び着工報告（各専門業界と共同処理する）、（1000万元以下の、独自調達金による小型インフラ・プロジェクトの許認可権は関係部局の下級機関にある）、省政府が指定した専項資金使用計画関連事項。</p> <p>2、省政府権限内にある海外企業の投資プロジェクト（外資の追加投資プロジェクトを含む）、海外における投資プロジェクト、国外の融資を導入した（国際金融機関の融資、外国政府の借款、国際商業融資）プロジェクトの企画書、実行可能性報告書（関連部門との共同処理する）。（その範囲は、ア、省クラス以上の機関が資源利用の調整を行うプロジェクト。イ、輸入関税の免除を必要とするプロジェクト。ウ、政府が奨励しない部類のプロジェクト。）</p> <p>3、重要産業化における前期プロジェクトのハイテク技術、設備の研究開発と関連モデル事業</p> <p>4、重要農産品の輸出入計画</p> <p>5、発行総額2億元以下の、地方企業が公開発行する企業債券</p> <p>(二) 審査事項</p> <p>1、国の許認可を必要とするインフラ事業の企画書、実行可能性報告書、着工報告書</p> <p>2、投資基準額以上の海外企業投資プロジェクト（外資の追加投資プロジェクトを含む）、海外における投資プロジェクト、国外の融資（国際金融機関の融資、外国政府の借款、国際商業融資）を導入したプロジェクトの企画書、実行可能性報告書（関連部門との共同処理する）、投資基準額以下で、国が推進しない部類の、外資を利用したプロジェクト。</p> <p>3、国家クラスのハイテク産業発展プロジェクト、プロジェクト研究センター、重要なハイテク技術専項プロジェクト。</p> <p>4、国家農業総合モデルプロジェクト（小都市経済総合開発と近代化農業モデルプロジェクトを含む）</p> <p>5、企業が一般向けに発行する投資基準額以上の企業債権、株式と産業投資基金の設立及び発行。</p> <p>(三) 一般行政手続き</p> <p>1、企業債権発行計画の執行報告、年度財務報告表、債務返済資金専用口座の預金残高、現金化案および支払結果</p> <p>(四) 認定事項</p> <p>1、省内に登録した省外企業の、江蘇省における企業債権発行申請（注：認可を得てから、国家計画委員会または発行主所在地の省クラス計画部局の許可をもらわねばならない）</p> <p>2、農業産業化の先頭に立つ省クラスの龍頭企業（農業企業）。</p>

<p>経済貿易委員会</p>	<p>一、削減（降格）される事項</p> <p>（一）許認可事項</p> <p>1、現物レンタル業務を行うモデル企業</p> <p>2、石炭企業の民有石炭の経営</p> <p>3、省の重点企業グループと成長が見込まれる企業の技術改良、国および省の推進計画に列せられたプロジェクトの企画書</p> <p>4、省の権限内にある投資基準額以下の、土建事業を含まない技術改良プロジェクトの初歩的設計</p> <p>5、全省の国有企業単独出資企業の体制改革案</p> <p>6、都市部集体企業（形態）における資産所有権の認定、登録作業</p> <p>7、鉱山建設事業の安全施設の設計と完成後の査収</p> <p>8、自動車の廃棄処分期限の延長</p> <p>9、自動車購入許可証の発給</p> <p>（二）審査事項</p> <p>1、一部業界における科学技術応用開発借款プロジェクト</p> <p>2、業界別の「管理先進企業」</p> <p>3、全国業界品質・効率優良企業</p> <p>4、年度ごとに行う業界別商品品質査定計画</p> <p>5、業界別の「省重点保護製品」</p> <p>6、「省品質管理賞」授賞企業リスト</p> <p>7、省国防科学技術進歩賞の受理、審議と表彰</p> <p>8、全国機械業界の輸出向け専項技術改良プロジェクト</p> <p>9、省機械企業の鑄造品、鍛造品、金型製品の増値税の減免</p> <p>10、省クラス機械連合会社に対して行う年次監査</p> <p>11、省の各部局、機関が企業に対して行う品評・認定、検査・表彰活動</p> <p>12、中型工業企業の企業規模</p> <p>13、蚕の繭〔まゆ〕の運輸許可証</p> <p>14、蚕の繭の価格</p> <p>15、新規または増建する糸繰り・絹紡企業の加工能力</p> <p>16、機械取り糸、絹糸、加工糸の検査用コード</p> <p>17、省クラス以上のブランド製品</p> <p>18、大型商業網プロジェクトの建設</p> <p>19、外国船舶が寄港する港口への供給物資</p> <p>20、物流企業の格付けの認証</p> <p>21、鉱山建築工事の安全施設の設計と竣工後の査収</p> <p>（三）取り消される認定事項</p> <p>1、全省紡績業界の安全生産の「三無企業」</p> <p>2、新しい乾燥法を導入したセメント企業の品質基準と生産量達成の認定</p>	<p>（四）権限を下部機関に委譲する許認可事項</p> <p>1、投資基準額以下の技術改良プロジェクト（省の許認可が必要と国が規定したか、国と省の協議で建設条件を調整することになっているプロジェクトは含まれない）</p> <p>2、投資基準額以下で、国が奨励する部類に入っていない海外企業の投資プロジェクト</p> <p>3、消耗品卸売市場の設立</p> <p>4、廃棄金属回収企業と廃棄金属運輸許可証</p> <p>（五）権限を下級機関に与える審査事項</p> <p>1、政府が指定した一般労働防護用品の生産許可証</p> <p>（六）許認可から一般行政手続に改められる事項</p> <p>1、市重点企業グループの設立</p> <p>2、省の権限内にある企業が、自己調達金で国産設備を購入して技術改良を行う、投資基準額以下のプロジェクト</p> <p>3、工業製品輸入計画の管理下に列せられた一部の種目</p> <p>4、国有、集体企業（郷鎮企業等、集団所有の企業）の輸出入業務の経営権</p> <p>5、省所属または複数の市に跨る国有企業の隸属関係の変更</p>	<p>二 留保される事項</p> <p>（一）許認可事項</p> <p>1、省が許認可すると国が規定した国内技術改良プロジェクト及び国外の借款によるプロジェクト、投資基準額以上で建設条件について国が調整する必要がない国が奨励する分野における海外企業投資プロジェクトの企画書と実施可能性報告書、国の「海外投資産業指導目録の制限類（甲）と（乙）」の範囲にある投資基準額以下の海外企業投資によるプロジェクトと、投資基準額以下の熱電連産プロジェクト</p> <p>2、省クラスの重点技術改良プロジェクト、重要な設備国産化研究開発プロジェクト、省クラスの新製品試生産計画および新製品新技術の鑑定および検収</p> <p>3、石油の小売&amp;卸売企業の設立、企業の競売、抵当、中古品市場など特種企業の設立（特種業界の営業許可証は公安庁の許認可が必要である）</p> <p>4、全省の民用爆破機材・物資の生産および流通管理</p> <p>5、重要工業製品の輸出入計画</p> <p>（二）留保される審査事項</p> <p>1、株式会社、省クラスの企業グループの設立</p> <p>2、国家クラスの重点技術革新プロジェクト、重要な設備国産化研究開発プロジェクト、国家クラスの新製品試生産計画、国が認定する企業技術センター。国家技術革新モデル都市、国家技術革新モデル企業</p> <p>3、生産企業の紡績品輸出割当額の申請、入札</p> <p>4、全国企業併合破産工作計画に入ったプロジェクト、国有企業が度地使用権を株資金にして投資または企業負債の返済も当てる方案</p> <p>5、商業物資運営企業の輸出入経営権</p> <p>6、加工貿易企業の生産能力、海外における加工貿易プロジェクト</p> <p>7、国内の技術改良関連の、投資基準額以上のプロジェクト（エネルギー、原材料、交通、郵便電信プロジェクトで投資額 5000 万元以上、そのたの業界では投資額 3000 万元以上）、国家「海外企業投資産業指導目録」の制限類（乙）に列せられた外資投資を用いた改良プロジェクトで投資基準額以上のプロジェクトの企画書、外国の借款を用いた投資基準額以上の技術改良プロジェクト、商業分野における海外企業投資を用いたプロジェクト、投資基準額以上の熱電連産生産プロジェクトの企画書と実行可能性報告書。</p> <p>8、技術改良プロジェクトにおいて国産設備投資によって企業所得税を減免するさいの認証、国家技術改良借款手形割引プロジェクト、機電設備の入札および技術改良プロジェクト設備の入札代行機関資格の認証、外資企業の固定資産投資によるプロジェクト（外国の借款によるプロジェクトを含む）と、総投資額以外に独自調達金を投入した五種類の海外投資企業を対象とする、設備輸入関税ほか輸入関連税の免除に関する認証。</p> <p>10、上場企業</p> <p>11、製品の業界基準・規範、業界別協会（学会）など団体・組織の設立、調整と年次検査。</p> <p>12、綿糸紡績スピンドル（気流紡を含む）、羊毛紡績スピンドル、化繊（ポリエステルを含む）関連プロジェクト</p> <p>13、自動車、オートバイ、農用車のリスト。</p> <p>14、製糸、絹糸紡績企業の生産許可証、蚕糸経営権、養蚕用桑事業改進黨の年度引出指標と関連プロジェクト。</p> <p>15、国、省クラスの医薬製品の価格、医薬業界の海外投資企業のプロジェクト、漢方薬剤生産扶助プロジェクト</p> <p>16、省クラス備蓄豚肉の出庫量及び価格</p> <p>17、関連工業製品の生産許可証、生産許可証目録以外の原農薬とその生産拠点、農薬製品の「農薬生産批准証書」</p> <p>18、特種労働防護用品の生産および経営企業の指定、鉱山安全生産条件許可証</p> <p>19、化学危険品の運輸技術、要監督類化学品生産の特別許可証、第 2、第 3 種類の要監督類化学品と第 4 類要監督化学品のうち特定有機化学品を含む設備の、新規または拡張・再建プロ</p>
----------------	---	---	---

<p>経済貿易委員会 つづき</p>			<p>ジェクト、第2、第3種類の要監督化学品、化学危険品経営許可証、安全生産許可証、化工設備の防腐プロジェクトの第3、第4級施工証。所在地の化工生産企業品質監督査定機関の認証  20、酒類の生産販売許可証（卸し売）  21、蚕の育種場、蚕の育種用低温施設の新規建設・拡張・改造及び蚕種の生産、販売、低温貯蔵許可証。桑、蚕の品種の検査、普及、輸入。繭センターの設立、繭の買い上げ許可証の発給  22、省が立件した投資額5000万元以上の建設プロジェクトの労働安全衛生に対する「予備評価」「三同時」  23、海外企業が国内において行う加工貿易の分類  24、全省の電力投資計画と電力建設プロジェクト、全省の供電エリアの区分けと営業許可証。「電力設備の装着（補修）許可証」と「電工入網作業許可証」。  25、特種作業に携わる職員の安全技術トレーニング機関の資格認証  （三）留保される一般行政手続き  1、ハイテク技術とその製品の確認及び増徴税の減免、補填  2、重点企業グループが独自で審査決定し、自己調達金で建設する生産建設条件を自主調整・整備できる総投資額3000万円以内の各種工業プロジェクト  3、ブルームなど国家が指定した原材料の輸入  4、各地方が許認可した総投資額海外企業による1000万米ドル以上の投資プロジェクト  5、法律に基づいて調印した民用爆破技術の譲渡契約  6、農業および特殊化工品生産企業の基準  （四）留保される認定事項  1、重要プロジェクト（機電設備の買入れで契約額1000万元以上または外貨利用額が200万米ドル以上のプロジェクト）の入札文書  2、資源総合利用企業（プロジェクト、製品）の認定、省エネ監視機関の職能  3、省クラス企業技術センター、技術開発モデル都市とモデル企業、産業・学・研連携モデル都市とモデル企業の認定  4、生糸絹の買い付け経営許可証  5、物流の一級エージェンシーの資格、全省石炭企業の経営許可証。  6、中古車取引市場及び中古車経営権を有する企業に対して行う年次監査、廃棄車両の回収（解体）企業の資格。  7、屠殺工の就業許可証、肉類検査係りの資格証書、屠殺管理行政の執務証、政府指定の豚屠殺場のロゴマークの番号管理  8、国家鉱山安全監察員のトレーニング、審査とその資格認証</p>
<p>科学技術庁</p>	<p>一、削減（降格）される事項  （一）取り消される許認可事項  1、科学技術物資  2、科学研究機器の輸入</p>	<p>（二）権限を下部機関に委譲する許認可事項  1、民営の科学技術企業の認定  2、工商登録済みの技術貿易機関に対して行う審査・許認可  （三）権限を下部機関に委譲する認定事項  1、本省における科学技術成果の鑑定  （四）許認可から審査に改められる事項  1、科学技術関連団体の設立登録時の審査・許認可</p>	<p>二、留保される事項  （一）留保される許認可事項  1、実験動物許可証  2、省クラス科学技術成果の検査鑑定機関の認定および権限の授与  3、本省における国家秘密技術の輸出  （二）留保される認定事項  1、本省が出資または株を有するハイテク技術成果の認定  2、ハイテク技術企業、ハイテク技術製品  3、本省各クラスの裁判所が受理する技術関連訴訟案件で、争点になっている技術についての鑑定  4、本省における国家秘密技術の認定</p>

<p>財政庁</p>	<p>一、削減（降格）される事項  (一) 取り消される許認可事項  1、施工・不動産開発を行う国有企業の年度会計報告表  2、省に所属する党・政府機関、事業単位、企業および中央政府の南京駐在諸機関の携帯電話、ポケベルの購入申請  3、省に所属する党・政府機関、事業単位、企業および中央政府の南京駐在諸機関のエアコン購入申請  4、省に所属する党・政府機関、事業単位、企業および中央政府の南京駐在諸機関の録画設備、音響設備、カメラの購入申請  5、省に所属する党・政府機関、事業単位、企業および中央政府の南京駐在諸機関のオートバイ購入申請  6、国有資産所有権の取引    (二) 取り消される審査事項  1、国有企業の非生産性施設  (三) 取り消される一般行政手続き  1、省に所属する国有企業が設ける銀行口座  2、省に所属する国有企業の出張関連支出基準、販売費用の請負方法</p>	<p>(四) 権限を下部機関に委譲する許認可事項  1、国有企業の損益項目別で20万元以上の欠損または年度内で100万元以上の資産損失、国有企業の貸し倒れ損失の許認可  (五) 許認可から審査に改められる事項  1、国有資産の経営権委譲方案  2、企業の国有資産の価値保証と増値に関する審査  3、省クラス財政による「先徴後返」(払い戻し) プロジェクト  (六) 委譲される許認可事項  1、全省会計師事務所、登録会計師</p>	<p>二、留保される事項  (一) 留保される許認可事項  1、地方税の税込の払い戻し(税務手続き手数料の払い戻し、税務徴収経費の差額払い戻し)  2、都市部の土地使用税、不動産登録税、耕作地占用税、水害防止・保安資金及び鉱山資源費の減免  3、行政機関(省クラス行政機関を除く)、事業単位、省直属企業、中央政府の南京駐在機関の乗用車購入申請  4、省財政予算によって賄われる省クラス行政機関、事業単位と社会団体の非貿易、非経営性外貨使用枠と買入れ枠の人民元制限額  5、全省の行政事業性収費(企業が徴収する料金は含まない)項目、料金基準および領収証  6、行政事業単位と国家指定企業の年度財政予算と決算  7、全省の宝くじ発行と販売方法  8、全省行政事業単位と社会団体の銀行口座の設置および変更  9、省クラス企業の国有資産および証券業務の資産評価の立件  10、国有株券の管理方案  11、省内企業の国有資産の無償移譲  (二) 留保される審査事項  1、省クラス国有企業が上納すべきである国有資産による収益  2、国有資産を占有した機関・事業体による会社設立または外資証券(B株、H株)発行、上場企業の国有株式、発行人の国有法人株権の株券変動、国有株券の現金売りによる資金集調達、株式の時期権  3、上場株を発行する企業の国有資産、国有資産を占有している単位の転換社債発行関連の資産評価の立件とその認定。国有企業と上場企業、上場企業の国有株主、国有株をもつ上場企業とほかの上場企業間の買い上げ、応募、置換、併合などに絡む資産評価と認定、その他財政部に申告して最終許認可をもらうべき資産評価の立件と認定。  4、省クラス企業の国有資産所有権の設立、変更登録  5、行政の財政性資金の投資によるインフラ・プロジェクトの予算(入札の最低基準価格)、工事費の決算と工事竣工後の財務決算  (三) 留保される一般行政手続き  1、全省の海外投資企業の財政登録  2、省クラスの評価機関とクライアント企業が調印した評価協定書の鑑定  (四) 留保される認定事項  1、省クラス国有建設企業における廃棄処分による工事損失と帳消しになる投資支出  2、省クラス国有企業における非経営性の資産分割、損失の帳消し  3、省クラス企業の国有資産所有権登録の年次検査  4、無許可で管理機構を単独設置している省クラス建設単位に徴収させる管理費用、省クラス国有建設単位の不良貸付による損失、固定資産の損失、機材処分および設備投入による欠損</p>
------------	--	---	--



労働・社会保障庁	<p>一、削減（降格）される事項 （一）取り消される許認可事項 1、重大な労働紛争案件の審査・結了権 2、企業の基本養老保険料の滞納 3、就職訓練センターの教職の就業資格 4、企業就労時間の短縮 5、「江蘇省女性従業員労働保護合格単位」 6、能力賃金制度導入計画 7、企業従業員賃金のベースアップ 8、企業新採用従業員の賃金ランクの査定 9、企業のボーナスの配分 （二）取り消される審査事項 1、生産扶助資金の使用</p>	<p>（三）権限を下部機関に委譲する許認可事項 1、基本養老年金給付の過渡的方法 2、五十年代、六十年代部の定年退職者の生活困難補助の基準 3、鉱山安全衛生の測定検査機関資格の認証 （四）許認可から一般行政手続きに改められる事項 1、基本養老保険における企業従業員個人の納付部分の比率 2、部・省直属単位による招聘・雇用者の登記 二、留保される事項</p>	<p>二、留保される事項 （一）留保される許認可事項 1、部・省直属単位における年度賃金総額の使用計画 2、省に所属する国有、集体企業における賃金と生産性をリンクした（賃金総額）請負方案 3、省に所属する国有企業主要指導者の賃金収入 4、部・省直属単位における集体（形態）契約 5、部・省直属単位における従業員の労災認定と労災保険待遇、部・省直属単位における従業員定年退職の条件および待遇 6、繰り上げ退職が可能な職種 7、各地方から提出された基本養老保険における企業納付部分の比率に関する方案 8、都市部従業員向け基本医療保険が適応する薬品範囲の調整、医療機関、小売薬店の指定 9、外国人の入国就労および台湾、マカオ、香港住民の大陸における就労 （二）留保される審査事項 1、全省企業の定年退職幹部・一般従業員の養老年金の正常な調整案 2、部・省直属単位が職業仲介機関を設置し、職業仲介業務登録を同時に実施し、労働力交流交易会を開催する場合。 3、失業保険待遇の査定。 4、部・省直属単位を対象とする労働雇用年次検査。職業仲介資格。 5、就職斡旋サービス企業の性質 6、労働紛糾の仲裁資格 7、業界別、部・省直属単位別の補充養老保険金の納付資格。</p>
国土資源庁	<p>一、削減（降格）される事項 （一）権限を下級機関に移譲する許認可事項 1、「果樹園」「莊園」など農林開発事業用地</p>	<p>（二）権限を下級機関に移譲する許認可事項 1、張家湾保税区の土地登録 （三）許認可から一般行政手続きに変わる事項 1、市、県の土地志の審議 2、耕地占用関連調整に絡むプロジェクトの立件 （四）審査から一般行政手続きに変わる事項 1、土地使用権の譲渡、移譲、賃貸、値踏み出資（または株式に加入）、用途の変更 2、建設プロジェクトに使われる集体（所有形態）の土地。 （五）許認可から認定に変わる事項 1、地質調査単位の資格 2、地質災害防止プロジェクト専門調査単位の資格 3、ミネラルウォーター、地熱水の鑑定結果</p>	<p>二、留保される事項 （一）留保される許認可事項 1、省に所属するの国有企業が困窮中で譲渡した土地使用権の処置方案、値踏み出資（または株式加入）、権限委譲しての経営。 2、省轄市の土地等級の査定 3、国・省の重点建設プロジェクトの臨時用地 4、鉱山の試掘権と試掘権の譲渡、鉱山の採掘権と採掘権の譲渡（部の許認可が必要なものについては省が初歩審査を行う） 5、鉱山資源の備蓄（埋蔵）量、採掘計画 （二）留保される審査事項 1、農用地の転用、徴用 2、建設プロジェクトに五ヘクタール以上の国有未利用地を利用する場合 3、一次的に100ヘクタール以上、600ヘクタール以下の国有の荒れ山・荒地を開発して栽培業、林業、牧畜業、漁業用に使う場合 4、以前に譲渡方式により国有土地使用権を取得した重点企業グループ、一部の市重点企業グループ、支柱産業の企業グループ、現代企業制度改革モデル企業など、国有または国有持ち株企業が国有土地資産を増やす場合 5、省クラスと省所属以上の単位（国が明文で規定している部所管の単位は含まれない）の土地資産額 6、土地利用現状の調査結果、土地利用の総体計画とびその改定 7、省政府が認可した建設用地使用権の回収 8、「土地監察証」の発給 9、土地権関連紛糾の処理意見 （三）留保される認定事項 1、地質調査事業務。 （四）留保される一般行政手続き 1、「土地調査測量許可証」、B級土地評価（見積り）機関の資格 2、土地価格の評価結果 3、国有土地使用権競売の主権者資格、仲介機関の資格 4、建設プロジェクト用地の初歩審査 5、鉱山試掘権の算定結果、採掘権の算定結果</p>

建設庁	<p>一、削減（降格）される事項</p> <p>(一) 取り消される許認可事項</p> <p>1、コンクリート・ブロック、大型屋根板の生産許可。</p>	<p>(二) 権限を下級機関に委譲する許認可事項</p> <p>1、生コンクリートおよびプレキャスト・コンクリート生産企業の資質</p> <p>2、村、鎮の震災防止計画</p> <p>3、不動産関連のコンサルティング、仲介サービス機関の資質</p> <p>4、不動産置換会社の資質</p> <p>5、不動産購入担保会社の資質</p> <p>6、鎮（行政区）の供水企業および自主供水企業の資質</p> <p>7、重要テーマ、重要地点に立てる都市彫刻と、重要な政治・歴史人物の彫像建立の立件と地点選定、設計案</p> <p>8、1000立方メートル以下の都市液化石油ガス・プロジェクト設備の使用許可証</p> <p>9、都市車両洗浄所の運営証</p> <p>10、都市公共交通管理査察証、営業証</p> <p>(三) 許認可から認定に変わる事項</p> <p>1、建設業界において資格に相当する就業証書</p> <p>2、都市建設監察証</p> <p>3、建築安全防護用品の使用許可証</p> <p>(四) 委譲される審査事項</p> <p>1、都市住宅のシロアリ予防退治実施単位の資質</p>	<p>二、留保される事項</p> <p>(一) 留保される許認可事項</p> <p>1、乙級（二級）及びそれ以下の監察設計、施工（内装工事を含む）、監理単位および事業担当者の資質、品質監督・検査機関の資質</p> <p>2、二級及びそれ以下の不動産開発、不動産管理、不動産価格評価企業（機関）の資質</p> <p>3、乙級プロジェクトコスト諮問単位、プロジェクト入札代行機関の資質</p> <p>4、都市プラン、実地調査、市政プロジェクト測量業務を行う単位と、丙・丁級都市計画設計単位の資質</p> <p>5、都市住宅の取り壊し立ち退きの実施単位の資質</p> <p>6、100万立方メートル/日以下の都市供水企業、ユーザー数20万世帯以下のガス供給企業と、500万平方メートル以下の供暖企業の資質</p> <p>7、タワークレーンの組立・解体企業の資質とエレベーターの装着補修企業の資質</p> <p>8、二級及びそれ以下の建設関連の研修機関、高級労働者クラス以上の職業技能の査定・トレーニング機関の資質</p> <p>9、建築業企業の安全資格と建築施工企業の一、二級実験室の資質</p> <p>10、省所管、特級と、一部の一級設計プロジェクトの施工図面設計および震災防止専門設計。重点プロジェクトの耐震措置、超高層建築、新構造体系のプロジェクトと省クラス以上の建築プロジェクト、階上増築工事の耐震設計</p> <p>11、1000万立方メートル以上および省が許認可・立件した都市液化石油ガス・プロジェクト施設の使用許可証</p> <p>12、省所管プロジェクトの施工許可証とプロジェクト施設の使用許可証。</p> <p>13、一部建材、部品および設備の使用許可証</p> <p>(二) 留保される審査事項</p> <p>1、甲、乙級都市計画設計の資格。</p> <p>2、甲級（一級）測定設計、施工、内装、監理企業およびこれら事業の担当者の資質</p> <p>3、一級不動産開発、不動産管理、不動産価格評価企業（機関）の資質</p> <p>4、100万トン以上の都市供水企業、ユーザー数20万世帯以上のガス供給企業と、カバー面積500万平方メートル以上の供暖企業</p> <p>5、甲級プロジェクト・コスト諮問機関、プロジェクト入札代行機関の資質</p> <p>6、登録建築師、構造エンジニア、都市計画師、監理エンジニアとコスト・エンジニア</p> <p>7、市・県の都市システム・プラン、省クラス以上の風景区の総体プラン、総合耐震防災システム区域プランと、省政府による30の重点中核鎮の総体プラン、歴史文化名城（名鎮総体プランと歴史文化保護区）保護プラン、省クラス歴史文化名城（名鎮総体プランと歴史文化保護区）の認定</p> <p>8、国家クラスと省クラスの風景名勝区、国家クラスと省クラスの庭園都市の認定</p> <p>9、各省轄市、各県（市）の住宅改革政策、方案</p> <p>10、建設部の建設科学技術成果普及プロジェクトの申請</p> <p>(三) 留保される一般行政手続き</p> <p>1、省に所属するプロジェクトの測定設計、施工、監理など契約、省所管プロジェクトの完成後の検収</p> <p>(四) 留保される認定事項</p> <p>1、省外、外国および香港、マカオ、台湾地区の測定設計、施工、監理、工事検査機関（企業）と、省外、外国および香港、マカオ、台湾地区の建築震動隔離・軽減設備、人民防空設備製品の省内への輸入</p> <p>2、国・省の許認可を経て立件した建設プロジェクトの地点選定意見書</p>
-----	--	---	---

農林庁	<p>一、削減（降格）される事項  (一) 取り消される認定事項  1、農薬のばら詰め登記証  2、農薬試験薬効の申請</p>	<p>(二) 委譲される許認可事項  1、国外から導入した樹種の検疫、輸入した林木の種子、苗木その他繁殖材料の検疫  (三) 委譲される認定事項  1、省外に出す種子の運輸許可証  2、植物検疫証書  3、農薬の臨時登録資料、農薬の田んぼにおける実験申請</p>	<p>二、留保される事項  (一) 留保される許認可事項  1、国家重点保護野生動物およびその製品の運輸  2、省クラスの森林公園  3、国有林業経営単位で年間伐採面積50ムー以上の林木伐採案件、国有林業単位が管理を有効にするために隣接単位と行う林地使用权の交換  4、地方種畜禽場の設立  (二) 留保される審査事項  1、大陸以外の国・地域から提供される種子資源または生産用種子の輸出入  2、林地の徴用・占用  3、人造板の生産許可証  4、外国人が中国境内で行う国家重点保護野生植物についての野外調査。野生動植物の輸出入許可証明。  5、家畜家禽原種の輸（出）入  6、省内の農薬、獸用薬広告の内容  (三) 留保される認定事項  1、主要農作物の交雑種子およびその親種、通常種の原種、主要林木良種種子の生産、経営許可証、主要農作品種と林木品種、種子検査員の資格  2、複合（混合、配合）肥料企業の製品の農業への使用登記証  3、野生動物飼養繁殖許可証、国家二級保護野生動物狩猟特別許可証、経営許可証、国家二級保護野生植物の採集許可証  4、省所属の木材経営（加工）許可証、木材の省外輸送許可証  5、省内地方の家畜家禽品種の認可と新品種の鑑定および命名、家畜家禽原種の生産許可証  6、家畜用薬（飼料に入れる薬物添加剤を含む）生産許可と製品番号、飼料と飼料添加剤の生産許可と製品番号、省に所属する（省クラスを含む）家畜用薬経営企業と輸出入業務を取り扱う企業の家畜用薬経営許可証、家畜用薬の新調剤の審査と許認可、家畜用薬の輸出入許可  7、無公害農産品の認定、証書とロゴマークの発給  8、省クラスの農業技術普及許可、農業技術普及職業資格証書  9、農民向けまたは農村集体経済組織向けの商標、証明書、証拠書類、帳簿類の発給</p>
対外経済貿易合作庁	<p>一、削減（降格）される事項  (一) 取り消される許認可事項  1、省クラス対外貿易企業の輸出税払い戻しのさい納付期限延長証明  2、対外貿易運輸専用の鉄道計画  3、外国援助プロジェクトの在外技術グループ指導者の認定  (二) 取り消される審査事項  1、民用銃器のうち特殊商品の輸出  2、社会団体の乗用車購入用資金  3、省直属の対外貿易企業の制度、組織の見直し、技術改造プロジェクトの立件、対外投資、株式の譲渡など</p>	<p>(三) 権限が下級機関に委譲される許認可事項  1、加工貿易業務（省クラスを含まない）  2、加工貿易用輸入部品部材の国内での販売（省クラスを含まない）  3、投資基準額以下、省所属以外、国の制限付き以外の海外投資企業  4、省の権限内にある（中国）境外の非貿易企業の立件および実行可能性研究方案  5、条件が備わっている一部企業の従業員の出国  (四) 権限が下級機関に委譲される認定事項  1、海外投資企業の、割当額管理商品以外の加工貿易契約、割当額管理商品以外の保税部品材料の国内における販売  2、海外投資企業の特定期間</p>	<p>二、留保される事項  (一) 留保される許認可事項  1、輸出入経営権を有する企業、対外労務請負経営権のある企業の名称の変更、生産企業の査定と調整、輸出入業務を行う科学研究所と生産企業の輸出入商品リストと企業、生産企業、科学研究所の輸出入経営権の移譲。  2、海外（香港・マカオ、国交未樹立国と人気集中地区以外の地域）に貿易機関または代表所を設置する場合  3、省クラス、副省クラスの人民政府以下の単位が省内において対外経済技術展覧会を開催する場合  4、投資規準額以下の、省所属または省所属でない制限種目甲類以外の海外企業による投資契約・規約の変更、特殊業界の海外投資プロジェクト、投資規準額以上の奨励種目で国家の総合調整が必要でない海外投資企業およびその契約・規約の変更  5、海外関連プロジェクトの請負と労務協力プロジェクト  6、外国、香港、マカオの企業が江蘇省に代表所を設立する場合  7、全省の輸出入経営権を有する対外貿易企業の体制改革  (二) 留保される審査事項  1、紡織品割当額企業の入札資格  2、対外貿易企業査定会社の輸入業務の経営資格  3、制作し易い有毒化学品の輸出入業務  4、輸入した機械・電力器械メンテナンス所の設立及び拡張</p>

対外経済貿易合作庁つづき		<p>の輸入登録証明への押印（数量制限なし）</p> <p>3、海外投資による先進技術企業と製品輸出企業についての審査</p> <p>（五）許認可から認定に変わる事項</p> <p>1、輸出入許可証</p> <p>2、EU 向けに輸出するキノコ缶詰の産地証明証への押印</p> <p>3、入札と応募の資格</p> <p>4、紡績品割当額許可証</p> <p>5、国家モデル企業、重点企業、大型工業企業の単独輸出入経営権</p> <p>6、国有、集体（形態）の科学研究所、ハイテク技術企業の自営輸出入経営権</p> <p>7、国有、集体（形態）生産企業の自営輸出入経営権</p> <p>8、各種企業の輸出入経営権資格証書の発給と年次審査</p> <p>9、国際貨物輸送代行業務専用領収証</p> <p>10、国際貨物輸送代行企業の年次審査</p> <p>11、外国資本の投資による先進技術企業と製品輸出企業の認定と証書の発給</p> <p>12、省の直接管轄下にある対外貿易企業の会計証の登記、登録</p> <p>（六）委譲される審査事項</p> <p>1、企業の国有資産登記表の審査（グループ有限公司その他の企業は直接国有資産管理部門に申告する）</p>	<p>5、香港向け豚（活きている）生産場の供給資格</p> <p>6、各種企業の輸出入業務の経営権（私営生産企業、科学研究所（所）、物流企業、省・市、県対外貿易会社とその手先機関・支社、商業・物資会社、供給販売企業、チェーン店、対外経済貿易企業、海外のBOT 企業など）。生産企業の輸出入会社設立、企業改革後の経営権の名義変更、物流企業の経営権譲渡</p> <p>7、海外に貿易機関または代表所を設立する場合（香港、マカオおよび国交未樹立の国・地域に限られる）</p> <p>8、技術輸入と設備契約の登録・発効証書</p> <p>9、国際貨物運輸代行企業およびその支社設立と経営権関連。国際貨物運輸代行企業の名称、類型とその株式関係、登録資本の削減、経営範囲と経営地域の変更、国際貨物運輸代行企業に与える「批准証書」の交換</p> <p>10、わが省が海外において各種経済貿易展示活動および国際博覧会を開催する場合</p> <p>11、対外労務派遣請負経営権との変更・取り消しと、対外経済貿易企業の年次審査</p> <p>12、対外労務派遣研修センターと海外派遣労務トレーニング合格証の審査・発給および研修センターの年次審査。</p> <p>13、海外における非貿易企業、加工貿易企業の設立</p> <p>14、対外経済貿易企業が海外において手先機関を設置する場合</p> <p>15、まだ国交がない国・地域における互恵合作プロジェクトの立件および出国訪問団の組織</p> <p>16、相互交流と支援プロジェクトの受け入れ</p> <p>17、外国援助優遇借款と外国援助合資合作プロジェクト基金の利用</p> <p>18、対外派遣労務人員募集広告の発布</p> <p>19、台湾企業が江蘇省に駐在機関を設立する場合</p> <p>20、輸出税払い戻しの会計検査</p> <p>21、国・省クラスの対外貿易発展基金を利用したプロジェクト。</p> <p>（三）留保される一般行政手続き</p> <p>1、国際貨物運輸代行企業の駐在所設立の申請</p> <p>（四）留保される認定事項</p> <p>1、海外投資企業の割当額管理商品の加工貿易契約。海外投資企業の加工貿易において割当額管理を行う保税部品部材の国内向け販売。海外投資企業の加工貿易で値段を決めない設備について割当額管理商品輸入扱いする場合</p> <p>2、国家が奨励する外資プロジェクトの認定書</p> <p>3、海外投資企業の特定商品輸入登録証明書への押印（数量制限あり）</p> <p>4、輸出業務における外貨受領審査と査定</p>
--------------	--	---	---

省 海 洋 漁 業 局	<p>一、削減される事項 なし</p>	<p>(一) 権限が下級機関に委譲される許認可事項 1、「緑色証書」の授与資格 2、市、県クラス水産種苗検査員の資質審査</p>	<p>二、留保される事項 (一) 留保される許認可事項 1、省所管下の水面・干潟の養殖向け使用証と、省所管の捕獲漁船・捕獲許可証および漁業専門許可証 2、海洋工程建設プロジェクトと海洋環境影響報告書及び海洋への廃棄物投棄関連の書面申請 3、海底ケーブル、パイプライン敷設の書面申請 4、中国領海における涉外海洋科学研究活動 (二) 留保される審査事項 1、水面下の爆破、探査、施工作业 2、汚水注入口の選定、海洋廃棄物投棄区の許可、海洋工事プロジェクトの立件 3、国家重点保護水生野生生物（1級）の捕獲、飼育、販売、運輸、買い上げと利用 4、国際新鮮海産物販売漁船業務の運営資格、遠洋漁業プロジェクト 5、遠洋漁業企業の資格 6、水産種苗輸入の免税申請 7、水産企業の自主経営輸出権 8、漁船生産許可証の交換 9、漁船の設計単位、漁船の修造企業、船用製品の生産企業 10、漁用薬メーカーの新規設立、または漁用薬メーカーの生産工場増設の立件 11、海域使用权 12、水産種苗の検査機関の資質 (三) 留保される認定事項 1、省が発給する漁業許可証、国際新鮮海産物販売漁船資格の年次審査、遠洋漁業資格の年次審査 2、国家重点保護水生野生生物（2級）の捕獲、飼育、販売、運輸、買い上げと利用 3、全省の漁業行政・司法要員、省クラス水産種苗品質検査員、漁業技術推進員の資格 4、「国外と交換可能」と認められる漁業品種資源（部に申告するものは省にて初歩審査を行う） 5、漁船検査機関の設置、助理検船員、検船員の職階の評定、漁船修造企業の特種職種の資格、漁船その他船用製品の設計図、法定検査証書、公正検査証書 6、漁港監督機関の設置、漁港内建設関連プロジェクト 7、各種漁業船舶証書、漁業船員証書、船舶の出入港許可証 8、省クラス水産物の原種、優良種産地資格（国家クラスは省にて初歩的審査を行う）および種苗の生産許可証。国家クラス（省範囲における）、省クラス水産物の原種、優良種産地の水産種苗についての出入省検査と検疫証の発給</p>
----------------------------	-------------------------	--	---

外事弁公室	<p>一、削減される事項</p> <p>(一) 取り消される許認可事項</p> <p>1、全国的な民間友好団体の江蘇省駐在機構と、省対外民間友好団体が行う外国関連の重要な活動</p> <p>(二) 取り消される一般行政手続き</p> <p>1、公務のため出国（境）する訪問団、個人の出国申請</p>	なし	<p>二、留保される事項</p> <p>(一) 留保される許認可事項</p> <p>1、公務のための出国（境）申請と、国（境）外関係者の招聘申請についての許認可（審査）</p> <p>2、外国の中国駐在大使館、領事館および外国の友好都市（友好協力地域）との交流</p> <p>3、外国人記者の江蘇省における取材申し込み</p> <p>4、大学における外国人留学生の受け入れ資格</p> <p>(二) 留保される審査事項</p> <p>1、地区・部局、国有企業、国有持ち株会社、国家モデル企業グループの要員の、臨時の国（境）外派遣申請と、外国経済貿易要員の中国招聘</p> <p>2、公務パスポートの私用パスポートへの交換と、旅行証の発給</p> <p>3、外国との姉妹省・姉妹都市関係の締結</p> <p>4、外国人に対する「江蘇省荣誉公民」「荣誉市民」其他名誉の授与と、外国専門家賞など重要な表彰</p> <p>5、対外交流活動に従事する機関、団体の設立並びに関連団体の正規機関への吸収</p> <p>6、外国人文教専門家招聘単位の資格、国内仲介機関の資格認定（省政府の関係部門と共同尾で執行）</p> <p>7、外国人の逮捕申請の許可</p> <p>8、本省で開催される国際会議、多国間スポーツ大会、大型国際学術文化交流</p> <p>(三) 留保される認定事項</p> <p>1、公務用パスポート（「公務用香港、マカオ特別行政区を往復通行証」、ビザと出国（境）証明</p> <p>2、外交、公務、礼遇ビザを所持している中国滞在中の外国人のビザ延期と消去</p> <p>3、外国専門家招聘関連書類、「外国專家証」の査定・発給、外国文教専門家招聘単位の年次検査と登録業務</p>
-------	---	----	--

<p>物 価 局</p>	<p>一、削減（降格）される事項        (一) 取り消される許認可事項        1、早熟センマイ、常軌センマイ、アカ小麦、トウモロコシの買い上げ価格、保護価格。        2、イネ、小麦粉の販売価格        3、アブラナの種の買い上げ価格        4、飼料の販売価格        5、穀物・油と農副産品の買い上げと販売の価格        6、綿花の買い上げと供給の価格、綿花種の買い上げ価格        7、化学肥料の小売価格        8、紙およびパルプの価格        9、硫酸の生産者価格        10、文芸公演入場券の価格（最高基準額）        11、農業用ビニルの販売価格（省所管の価格査定方法）        12、自動車、オートバイ部品の販売価格        13、ホテル、賓館の客室価格とレストランの価格        14、大型医療器械の価格        (二) 取り消される一般行政手続き        1、食品類：食糧および複製品、食用油、豚肉、タマゴ、ミルク、砂糖、醤油、ビールなどの価格        2、日用工業製品類：洗濯機、冷蔵庫、カラーテレビ、家庭用エアコン、熱水器、扇風機、自転車、粉石けん、アルミ鍋、トイレトペーパー、普通電球、蛍光灯、学生用ノートブック、綿の下着、ランニングシャツ、綿などの価格。        3、家電修理の料金規準        4、ダンスホール、ナイトクラブ、カラオケなどのサービス料        5、カレンダーの最高基準額        (三) 取り消される認定事項        1、「企業の価格査定資格認可証」の認定・発給        2、「企業の価格査定資格認可証」の再審査・鑑定</p>	<p>(四) 権限が下級機関に委譲される許認可事項        1、種子の販売価格（省所管の価格査定方法）        2、農業機械の販売価格（省所管の価格査定方法）        3、一部特需医療の診療料（隷属関係に基づく）        4、民営小中学校の料金徴収        5、暖房用熱エネルギーの価格        6、道路、内陸河の貨物輸送価格        7、葬祭手数料価格        8、農業機械の作業料（省所管の価格査定方法）        9、建物の取り壊し際の立ち退き補償および住宅安置費用の基準        10、一つ星以上のホテルのサービス料        (五) 許認可から審査に変わる事項        1、ガソリン、ディーゼル、石油の小売価格        (六) 許認可から一般行政手続きに変わる事項        1、企業の定める薬品価格</p>	<p>二、留保される事項        (一) 留保される許認可事項        1、古くなった貯蔵食糧の販売価格、主要農作物種子の価格（関係部局との共同業務）        2、省クラス備蓄砂糖の買い上げ価格と在庫価格（関係部局との共同業務）        3、蚕と新鮮な繭の買い上げ価格、干し繭の供給価格、機械取り生糸の出荷価格、蚕種の価格（関係部局との共同業務）        4、地元産尿素、一部の化学肥料の出荷価格、省クラス備蓄肥料、災害救援用肥料、輸入優良化学肥料の調達価格、供給価格、一部農薬の生産者価格、出荷価格、販売価格および輸入農業用ビニル原料の供給価格、国産農業用ビニル原料の出荷価格（関係部局との共同業務）        5、省所管下の薬品の価格        6、食用塩の価格および工業用塩の出荷（生産者）保護価格        7、小中学校のテキスト印刷用紙の単価、純金アクセサリーの小売価格及び加工料        8、計画内の液化石油ガスの販売価格（都市液化ガスを含む）、都市石炭ガスの価格        9、水道水（都市汚水処理費を含む）の価格、水利プロジェクトの供水価格（関係部局との共同業務）        10、地方発電所のオンライン（供給）価格、民用爆破機材の供給価格（関係部局との共同業務）        11、独占経営し、使用を強制かつ指定販売する商品の価格（関係部局との共同業務）        12、一般分譲住宅、低所得層向け経済適用住宅の価格        13、医療サービス料、採血所の供血価格および公民の臨床用血の費用（関係部局との共同業務）        14、教育関連費用（宿泊費、取り扱い費、依託就学費など）、民間投資による学校設立・トレーニングの費用（義務教育学校、普通高校、中等職業学校、大学の雑費、学費は、審査後に省政府の許認可をもらう）（関係部局との共同業務）        15、省クラス特殊観光名所の入場券の価格（省所属を含む）        16、鉄道と民用航空のサービス関連料金、地方の鉄道運輸価格、道路と内陸川の旅客輸送価格、都市公共交通機関の価格        17、電信料金、郵政サービス関連料金、ケーブルテレビの受信料（関係部局との共同業務）        18、一部仲介機関の重要サービスの料金、金融、保険代理機関の手数料、各種専門市場向け仲介機関の手数料（関係部局との共同業務）        19、行政事業性収費および裁判所、検察院系列の受理、訴訟、トレーニング、鑑定医の鑑定等の費用（関係部局との共同業務）        (二) 留保される審査事項        1、一部食糧の買い上げ価格、保護価格、省クラス備蓄穀物、綿花の買い付け・販売価格        2、電気の価格（ラインへの供給価格と販売価格）        3、中央政府の管理範囲内にある薬品価格        4、企業、農村に関わる行政事業性収費        5、不動産価格        (三) 留保される一般行政手続き        1、広告手数料        (四) 留保される認定事項        1、不動産管理手数料        2、「収費許可証」の発給と審査・チェック        3、価格評価機関の資質の認定</p>
<p>各 関 連 部 局 共 通</p>	<p>一、福祉企業の新規設立については、省民政庁と地方税局、国税局が共同で許認可または審査する。        二、自然災害の要因を考慮して、10万円以下または以上の都市部土地使用税を減免する場合は、省財政庁と地方税局が共同で許認可または審査する。        三、大型工業企業の格付けは、省経済貿易委員会と統計局が共同で審査する。        四、綿花の買い付け加工企業の資格については、省工商局と品質技術監督局、購買販売共同組合が共同で許認可または審査する。        五、料金徴収所の設置については、省計画委員会、交通庁、財政庁、物価局が共同審査する。        六、長江沿岸および万吨級以上の港口・埠頭については、省計画委員会と関連部局が共同で許認可または審査を行う。</p>		

出所：「行政審査・許認可制度の第二整理案の公布に関する通達」（2001年1月6日付け江蘇省人民政府令）を基に作成